

第28回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年9月27日(火) 午後4時01分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年9月27日(火) 午後4時01分
2. 閉会時間 令和4年9月27日(火) 午後4時22分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	片山 定幸	8	宮崎 光男	12	平野 晋	17	廣瀬 光徳

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名

地区	氏名	地区	氏名
杉谷	松本 隆盛	釘崎	太田 武春

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農地台帳登載申請について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分取消願について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後4時01分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第28回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、6番 片山 定幸 委員、8番 宮崎 光男 委員、12番 平野 晋 委員、
17番 廣瀬 光徳 委員 は所要のため、欠席との連絡がっております。

また、3番 鳥田 誠吾 委員は少し遅れるとの連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、15番 永田 充 委員、16番 片山 久和 委員を指名いたします。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、3件 13筆 7,738平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから5ページに記載のとおりで、5件 24筆 18,878平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請について報告します。

議案集6ページに記載のとおりで、1件 3筆 2,964平方メートルの申請がありました。

現地確認は……、……委員で確認していただきました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 323平方メートル を
売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,407.99平方メートルで、農機具は、耕耘機 1台、草刈機 1台 を所有
しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

（…… 委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、5年の農作業歴があります。柿、梅、栗を栽培し、通作距離は自宅から30メートルということ
で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の
1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について説明します。

申請人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、田 6筆 2,359平方メートルについて、
平成……付け長崎県指令……号で、運動場用地として転用の許可を得ていましたが、申請地の一部が買収され
計画を実行できなかつたため、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番、許可処分の取消願を認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に送付いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。

議案集は9ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 25平方メートルについて、平成……付け長崎県指令……号で、転用の許可を得ていましたが、転用者及び転用計画を変更したいとの申請です。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。議案集は10ページ、1番に記載のとおりで、畑 2筆 207平方メートルについて、平成……付け長崎県指令……号で、転用の許可を得ていましたが、転用者及び転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、1番に記載のとおりで、申請地564平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の1番、第4号議案の1番及び第5号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集11ページ及び12ページ、2番に記載のとおりで、申請地

4,062.48平方メートルを借り受け営業所、倉庫建設及び建設機械置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は都市計画区域内の用途地域なし、農業振興地域内の農用地区域外に位置し、……からおおむね300メートル以内にあり、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当するため、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

（…… 委員）

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は里道を挟んで農地、西側は農地及び道路となっております。

造成し、石積及び擁壁を設け、雨水は自然流下及び道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえ、「農業委員会の意見書」を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集12ページ、3番に記載のとおりで、申請地 622.58平方メートルを借り受け造園展示用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地及び水路、東側は農地、南側は農地及び宅地、西側は農地となっております。

造成し、一部コンクリート舗装を行い、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はございませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、上程いたしません。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集13ページから15ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 5件 14筆 10,614平方メートル

耕作権の再設定 8件 9筆 11,611平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集16ページに記載のとおりで、2件3筆 3,201平方メートルです。

合計 15件 26筆 25,426平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。

議長（会長）

次に、第7号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の17ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、13筆、13,592平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、4名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第7号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第28回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第28回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時22分閉会